

# 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭生活との両立を支援するために、働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性職員が更に活躍できる環境を整える。

## 1 計画期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

## 2 内容

### (目標1)

所定外労働を減少させるため、必要な取り組みを引き続きすすめる。

#### 〈対策〉

- ・ノー残業デー(毎週金曜日)の周知徹底を図り、終業時刻15分後に、サーバーコンピュータシャットダウン。(法人内の全てのクライアント)
- ・ITシステムの導入により現場職員の記録作業の軽減を図り、所定外労働を減少させる。

### (目標2)

年次有給休暇の計画的取得(年次有給休暇取得率40%を目指す)と新たな休暇制度の継続実施により、家庭生活の充実を引き続き図る。

#### 〈対策〉

- ・年5日以上之年次有給休暇を計画的に取得する。
- ・特別な日を、家族等にゆっくり祝ってもらう為、パースデー休暇について継続実施する。(公休日が月9日の職員が対象)

### (目標3)

育児休業復職後の円滑な業務復帰を引き続き図る。

#### 〈対策〉

- ・仕事と家庭生活の両立が図れるよう、配置部署、担当勤務を勘案する。

### (目標4)

子供が生まれる際の父親の休暇取得を促進し、男性職員の育児休業への関心を引き続き高める。

#### 〈対策〉

- ・育児休業制度の周知や情報提供等を行なう。

### (目標5)

職員の身体的負担の軽減、男女の身体能力の格差是正を図る。

#### 〈対策〉

- ・介護機器及びロボットの導入。

### (目標6)

女性活躍を推進している事業所であることを広報していく。

#### 〈対策〉

- ・女性が活躍できる職場であることを求職者に向け積極的に広報する。